

女性が輝く先進企業表彰実施要綱

平成 26 年 9 月 2 日
内閣総理大臣決定

1 目的

この表彰は、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰し、もって、「女性が輝く社会」の実現に資することを目的とする。

2 表彰の対象

役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において極めて顕著なまたは特に顕著な功績があった企業

3 表彰者

- (1) 極めて顕著な功績があったと認められる企業 内閣総理大臣
- (2) 特に顕著な功績があったと認められる企業 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

4 表彰の方法

表彰状及び副賞（表彰状の様式は別紙のとおり）

5 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

6 被表彰者の決定

内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、関係府省、都道府県、指定都市等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府男女共同参画局において行う。

8 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府男女共同参画局長が定める。
- (2) この表彰は、平成 26 年度から 7 年間に限り実施することとする。

(別紙)

要綱第2項 極めて顕著な功績があったと認められる者

| |
|------------------|
| 表彰状 |
| 企業名 殿 |
| 貴社は女性の登用を進め |
| その情報を開示することを通じ |
| 女性が輝く社会づくりに尽力され |
| その功績は極めて顕著であります |
| よってこれを表彰します |
| 平成 年 月 日 |
| 内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○ 印 |

要綱第2項 特に顕著な功績があったと認められる者

| |
|-----------------------------|
| 表彰状 |
| 企業名 殿 |
| 貴社は女性の登用を進め |
| その情報を開示することを通じ |
| 女性が輝く社会づくりに尽力され |
| その功績は特に顕著であります |
| よってこれを表彰します |
| 平成 年 月 日 |
| 内閣府特命担当大臣(男女共同参画) ○ ○ ○ ○ 印 |